

## 総合評価基準書(千葉貿易情報センター)

## 1. 技術点

| 評価項目                    |  | 評価基準  |      |                 | 合計  |
|-------------------------|--|---|------|-----------------|-----|
|                         |  | 具体的評価内容   | 基礎点* | 加点              |     |
| 1. 業務実施能力               | ①会社概要  | 会社概要の提出   | 10・0 | -               | 40  |
|                         | ②仕様書7. 必須要件を満たす登録者数及び仕様を満たすスキルシートの提出   | 仕様書の必須要件を満たす登録者数  | 10・0 | -               |     |
|                         |  | 仕様を満たすスキルシートの提出   | 10・0 | -               |     |
|                         | ③提案書作成要領に沿った提案書の提出   | 提案書作成要領にしたがって必要な項目を漏れなく提案しているか  | 10・0 | -               |     |
| 2. 業務実施体制               | ①派遣労働者の募集方法・選定方法・選定基準  | 仕様を満たす派遣労働者を募集、選定するための手法が具体的に述べられているか   | -    | 15・10・5・0       | 80  |
|                         | ②派遣労働者へのフォローアップ体制  | フォローアップは具体的に述べられているか(フォローアップ体制・頻度、満足度調査の実施など)   | -    | 15・10・5・0       |     |
|                         | ③派遣労働者に実施する教育・研修内容   | 教育・研修を日常的、計画的に実施しているか   | -    | 15・10・5・0       |     |
|                         |  | 研修内容が具体性を持っているか(時期・内容など)  | -    | 15・10・5・0       |     |
|                         | ④「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」に基づき、就業条件を書面で提示し、労働・社会保険の適用を適切に行っているか。   | 賃金、休暇、保険、福利厚生など書面で提示しているか   | 10・0 | -               |     |
|                         |  | 労働・社会保険適用対象者には漏れなく適用しているか   | 10・0 | -               |     |
| 3. 個人情報保護・情報セキュリティ、危機管理 | ①プライバシーマーク又はISMSの取得  | 保有認証(プライバシーマーク又はISMS)の有無  | 10・0 | -               | 20  |
|                         | ②情報セキュリティ体制  | 情報セキュリティに関する派遣労働者への教育・研修体制、情報漏えい時の体制など  | -    | 10・6・3・0        |     |
| 4. トラブル時対応              | ①派遣労働者の交代時の体制  | 引継ぎ手法や、迅速な後任派遣労働者確保の手法が述べられているか。何日以内で後任を配置可能か等  | -    | 15・10・5・0       | 30  |
|                         | ②トラブル・苦情処理体制   | トラブル発生前から担当者を明確にし、具体的な対応手法を有しているか   | -    | 15・10・5・0       |     |
| 5. 派遣先(ジェトロ)との連絡体制      | ジェトロとの連絡体制、連絡頻度及び提供情報  | ジェトロとの連絡体制、頻度、提供される情報の内容について具体的に述べられているか  | -    | 10・6・3・0        | 10  |
| 6. その他提案事項              | 自由提案   | 派遣事業での実績を元に、ジェトロに対してよりメリットのある追加提案が行われているか   | -    | 10・6・3・0        | 10  |
| 7. その他                  | ①ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律等)に基づく認定等の状況<br>※複数の認定等が該当する場合、最も配点が高い区分により加点。<br>※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国人については、相当する各認定等に準じて加点する。 | 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)<br>プラチナえるぼし10点<br>えるぼし3段階目8点(※1)<br>えるぼし2段階目6点(※1)<br>えるぼし1段階目4点(※1)<br>行動計画2点(※2)<br>※1労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。<br>※2女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が100人以下のもの)に限る<br>(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)<br>次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)<br>・プラチナくるみん10点<br>・くるみん(2022年4月1日以降)6点<br>・くるみん(2017年4月1日以降)6点<br>・トライくるみん 6点<br>・くるみん(~2017年3月31日)4点<br>青少年の雇用の促進に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定<br>・ユースエール認定8点 | -    | 10・8・6<br>4・2・0 | 10  |
| 合計                      |  |   | 70   | 130             | 200 |

\* 基礎点は10点または0点として採点

\* 基礎点に0点があると不合格

\* 評価者の平均点(小数点以下切捨て)を技術点とする

&lt;技術点の得点基準&gt;

| 評価基準                      | 配点別 |    |
|---------------------------|-----|----|
| 卓越した提案内容である/必要数を想定以上に上回る。 | 15  | 10 |
| 最適な内容である/必要数を十分満たしている。    | 10  | 6  |
| 妥当な内容である/最低限満たしている。       | 5   | 3  |
| 内容が不十分/記載が無い/必要数を満たしていない。 | 0   | 0  |

## 2. 価格点

価格点の算出方法 : (1-入札価格/予定価格)×価格点の配分100点 小数点以下切捨て

## 3. 総合評価点

総合評価点の算出方法 : 技術点+価格点=総合評価点

\* 技術点と価格点の割合は2:1